



平成 24 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマザワ
代表者名 代表取締役社長 板垣 宮雄
(コード番号: 9993 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 森 美博
(TEL 023-631-2211)

決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり決算期を変更することについて、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 50 期定時株主総会の議案として付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図るため、また、同業他社との事業年度の一致による比較の利便性等を考慮し、当社の事業年度を毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までに変更するものであります。

2. 決算期の変更の内容

現 在	毎年 3 月 31 日
変 更 後	毎年 2 月末日

(注)決算期変更の経過期間となる第 51 期は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日までの 11 ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期変更後の第 51 期(平成 25 年 2 月期)の見通しにつきましては、第 50 期(平成 24 年 3 月期)の決算短信に記載する予定です。

4. 定款変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>第7章 計 算 (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第43条 当社の剰余金の配当は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>第7章 計 算 (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第43条 当社の剰余金の配当は、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、行うことができる。</p> <p>附則 (第51期事業年度の期間) 第1条 <u>第42条の規定にかかわらず、第51期事業年度は、平成24年4月1日から平成25年2月28日までの11ヶ月とする。</u></p> <p>(第51期事業年度の中間配当基準日) 第2条 <u>第44条の規定にかかわらず、第51期事業年度の中間配当の基準日は、平成24年9月30日とする。</u></p> <p>(附則の有効期限) 第3条 <u>附則は、平成25年2月28日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</u></p>

以上